

# 令和3年度

## 広野こども園入園案内



### ☆ 申込受付期間及び場所

#### 【受付期間】

令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月）

※受付期間以降は、広野こども園にお問い合わせください。

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時00分

受付場所：広野こども園 【電話 0240-27-2345】

広野町役場 こども家庭課【電話 0240-27-2115】

## 1. 認定こども園

小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

## 2. 入園対象児童

生後6ヶ月から小学校就学前までの保育を必要とする児童で、広野町に住民登録をしている世帯が対象です。

## 3. 支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園での教育・保育を利用する小学校就学前の子どもを下記の3つの区分に分けて支給認定しています。そのため、利用するためには支給認定を受けることが必要です。

### 【支給認定3つの区分】

◎1号認定：満3歳児以上（3～5歳）認定こども園での教育を希望する子ども

◎2号認定：満3歳児以上（3～5歳）で保護者の就労等で保育を必要とする子ども

※2号認定は保護者の就労状況により、下記のように分かれます。

\*保育短時間認定…保護者の1ヶ月の就労時間が48時間以上の場合

\*保育標準時間認定…保護者の1ヶ月の就労時間が120時間以上の場合  
(就労時間により保育時間は異なります)

◎3号認定：満3歳児未満（0～2歳）で保護者の就労等で保育を必要とする子ども

## 4. 入園の承諾

- ①広野町の入園基準に基づき、入園者を決定しお知らせします。
- ②提出書類、添付書類等に不備または就労証明書との内容が違う場合は、入園保留とさせていただきますので、ご注意ください。
- ③4月の入園の可否については、2月上旬頃にお知らせします。

## 5. 保育時間

月曜日～金曜日…午前7時30分～午後 6時30分

土曜日…午前7時30分～午後12時00分

※利用時間については、保護者の方の勤務状況等に応じて上記保育時間の範囲で決定します。

1号認定 ……………午前8時00分～午後1時30分（月～金）  
（春・夏・冬の長期休業期間有り）

2・3号認定（短時間） …午前7時30分～午後3時30分（月～金）

2・3号認定（標準時間）…午前7時30分～午後6時30分（月～金）

\*土曜日は午前7時30分～午後12時00分までとなります（2・3号認定のみ）

### ◎1号認定の預かり保育

- 都合により、家庭での保育が困難な場合など下記により実施いたします。
- 預かり保育日時…長期休業期間を除く平日のみ 午前7時30分～午前8時  
// 午後1時30分～午後6時30分
- 預かり保育料…30分毎に100円加算
- 長期休業中の預かり保育も平日8時間まで実施いたします。

### ◎2・3号認定（短時間）の延長保育

- 延長保育日時…平日のみ 午後3時30分～午後6時30分
- 延長保育料…30分毎に100円加算

## 6. 利用料並びに給食費について

令和元年10月の幼児教育・保育無償化により4月1日時点で1号及び2号認定のこども園利用料は無料になります。1号及び2号の給食費、1号認定預かり保育、2号短時間認定の延長保育は無償化の対象外となります。（非課税世帯は給食費の一部が無料になります。）

4月1日時点で3歳未満の児童の利用料は保護者の市町村民税により決定します。なお、課税額の算定により年度途中（9月）から、保育料が変更になる場合があります。

\*利用料の納付期限（口座振替日）は毎月25日（土日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）です。口座振替は広野町指定金融機関（東邦銀行、あぶくま信用金庫、福島さくら農業協同組合）にてお願いしています。

\*ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯、多子世帯等による保育料軽減措置もあります。

(参考) 令和2年度の3歳未満(4月1日現在)の2・3号認定利用料  
(単位:円/月)

世帯の階層区分		標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	48,600円未満	11,700	11,500
第4	48,600円以上 97,000円未満	18,000	17,700
第5	97,000円以上 169,000円未満	26,700	26,300
第6	169,000円以上 301,000円未満	36,600	36,000
第7	301,000円以上 397,000円未満	48,000	47,200
第8	397,000円以上	62,400	61,400

## 7. 慣らし保育について

新入園児童については、環境の変化が体調などに微妙に影響をおよぼすものです。無理のないようこども園に慣れていただくために、お子さんの様子を見ながら段階的に保育時間を延ばしていきます。

\*慣らし保育中の保育時間は通常10時お迎えから開始します

## 8. 仮入園(入園についての説明会)について

説明会は、2月下旬頃に行う予定です。近くなりましたら通知いたします。

\*お子さん同伴で、面談と保育用品販売・準備物等の説明があります。

## 9. その他

- ① 申込書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先が変わった場合は、その都度こども園またはこども家庭課に必ずご連絡ください。なお、変更後の「就労証明書」は早めに提出してください。
- ② 申請の時に児童の健康状況をお聞きしますので、詳しくお話しください。
- ③ 保育の期間中であっても入園基準に該当しなくなった場合は、保育の実施解除となります。

## 10. デイリープログラム

0～2歳児	時 間	3～5歳
早朝保育	7:30	早朝保育
随時登園・視診	8:00	随時登園・視診
好きな遊び		好きな遊び
出席確認	9:00	出席確認
午前寝(0歳児)		保育活動
おやつ	9:30	・年齢別活動
保育活動	10:00	・異年齢児活動
・戸外活動		・好きな遊び
・室内遊び		
片付け		片付け
給食準備	11:15	給食準備
給食	11:30	給食
片付け	12:00	片付け・歯磨き
午睡準備	12:30	降園準備(1号認定)
午睡	13:00	降園
	13:30	午睡・休息
おやつ	15:00	おやつ
随時降園	15:30	随時降園(2号認定)
好きな遊び		好きな遊び
最終降園	18:30	最終降園

## 11. 申込に必要な書類

### 1・2・3号認定提出書類

1	広野こども園 入園申込書	* 申込児童 1 名につき 1 枚
2	教育・保育給付認定（変更）申請書兼 現況届	
3	緊急時の連絡先	* 申込 1 世帯につき 1 枚
4	保育に係る調査承諾書・保護者負担金納 付誓約書	
5	所得税課税証明書	* 令和 2 年 1 月 1 日時点で広野町に住民登録 がなかった方のみ提出 (令和 2 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村 で証明書を取得して下さい。)
2・3号認定の場合は以下、保育が必要であることを証明する書類も提出して下さい。 * 該当する書類を申込 1 世帯につき 1 枚（兄弟等で入所の場合は 1 枚）		
6	①就労している方 (内定中も含む)	* 就労証明書 ※職場に就労証明書の作成を依頼する際には、必ず 『就労証明書記入要領』も一緒に提出してください。 ※職場からの就労証明書発行に時間を要する場合が ありますので、受付期間に間に合うように準備してく ださい。
	②就学中の方	* 在学証明書
	③求職活動中の方	* 求職活動申立書 * 誓約書 * ハローワークカードの写し (ハローワークを利用している場合)
	④介護・看護をしている方	介護・看護を受けている方 * 診断書 * 身体障害者手帳の写し * 療育手帳の写し など
<p>※ご注意ください※</p> <p>○就労されている方でも、就労証明書が不足している場合は求職中の扱いとなります。</p> <p>○必要に応じて上記に掲げる書類以外の提出を求められることがありますので、ご了承ください。</p>		



[お問い合わせ先]

広野こども園（ひろぱーく）

〒979-0408

福島県双葉郡広野町中央台 1 丁目 8 番地

電話 0240-27-2345

FAX 0240-27-3433

広野町役場こども家庭課

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地

電話 0240-27-2115

FAX 0240-27-1355